

障害福祉サービス等の支給決定方針について

○ 市基準の設定について

障害者自立支援法において支給決定等の実施主体は原則として居住地である市町村となっており、介護給付費等に係る支給決定事務等についての事務処理要領では、「支給決定基準の作成」として、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。」とされていることにより、宇部市では、国庫負担基準に準じて支給決定基準を定めている。

○ 法改正による変更点

・ 同行援護（平成 23 年 10 月～ ）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

・ 障害児支援の強化（平成 24 年 4 月～ ）

障害児支援の強化を図るため、障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所サービスについては「障害児通所支援」に、入所サービスについては「障害児入所支援」にそれぞれ一元化。

また、身近な地域で支援を受けられるようにするため、「障害児通所支援」については、実施主体を都道府県から市町村に移管（「障害児入所支援」については、引き続き都道府県が実施主体）。

・ 相談支援の充実（同上～ ）

①計画相談支援・障害児相談支援

平成 24 年度から段階的に利用者を拡大し、平成 26 年度末までに全ての障害福祉サービス等を利用する障害児・者に対し実施する。

②地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

○ 経過措置終了による変更点

・ 施設入所支援と生活介護、就労継続支援の利用の組み合わせについて（平成 24 年 4 月～ ）

職住の分離や地域移行の基本的な考え方は維持しつつ、ケアマネジメントの手続きを経た上で支給決定するものとする。